

付 議 第 8 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 25 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

（その1）

<u>No.</u>	<u>No.</u>
武道場利用券（個人1日利用）	武道場利用券（個人1日利用）（副）
学生 ・ 一般	学生 ・ 一般
利用年月日 _____ 年 月 日	利用年月日 _____ 年 月 日
利用者氏名 _____	利用者氏名 _____
使用料の額 _____ 円	使用料の額 _____ 円
高知県立武道館	高知県立武道館

（裏面）

<p>1 この利用券は、武道場を利用するとき に、武道館の関係職員に渡してください。</p> <p>2 この利用券は、氏名を記載されている者 が武道場を利用するときに限り使用すること ができます。</p> <p>3 本館又は分館（弓道場）を団体が利用し ているときは、その館を利用することはで きません。</p> <p>4 武道場を団体が利用しているときは、こ の利用券を使用することはできません。</p> <p>5 利用の許可を受けた事項を変更するとき は、この利用券を提出してください。</p>	
---	--

- 備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。
- 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
- 3 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
- 4 点線は、切取り線とする。

(その2)

(年 月 日) (No.)	(年 月 日) (No.)
武道場利用券 (個人1日利用)	武道場利用券(副) (個人1日利用)
利用者区分	利用者区分
利用場所	利用場所
種目	種目
使用料の額 円	使用料の額 円
高知県立武道館	高知県立武道館

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
- 2 寸法は、縦5センチメートル、横5.75センチメートルとする。
- 3 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
- 4 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
- 5 点線は、切取り線とする。

第5号様式（第3条関係）

		No. _____	
武道場利用券（個人1月利用）			
学生 ・ 一般			
利用期間	年	月	日から 年 月 日まで
学校名又は住所 _____			
利用者氏名 _____			
使用料の額 _____ 円			
高知県立武道館			

（裏面）

- 1 この利用券は、武道場を利用するときに、武道館の関係職員に提示してください。
- 2 この利用券は、氏名を記載されている者が武道場（一般の方の場合は、分館（弓道場）に限ります。）を利用するときに限り使用することができます。
- 3 本館又は分館（弓道場）を団体が利用しているときは、その館を利用することはできません。
- 4 武道場を団体が利用しているとき（一般の方の場合は、分館（弓道場）を団体が利用しているとき）は、この利用券を使用することはできません。
- 5 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を提出してください。

- 備考
- 1 寸法は、縦4センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
 - 3 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行により、学生以外の個人による1月単位の利用を認めることに伴い、武道場利用券の様式を変更しようとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

新

第4号様式 (第3条関係)

(その1)

No. _____ 武道場利用券 (個人1日利用) 学生 ・ 一般 利用年月日 年 月 日 利用者氏名 _____ 使用料の額 _____ 円 高知県立武道館	No. _____ 武道場利用券 (個人1日利用) (副) 学生 ・ 一般 利用年月日 年 月 日 利用者氏名 _____ 使用料の額 _____ 円 高知県立武道館
---	---

(裏面)

1 この利用券は、武道場を利用するとき
に、武道館の関係職員に渡してください。
 2 この利用券は、氏名を記載されている者
 が武道場を利用するときに限り使用すること
 ことができます。
 3 本館又は分館(弓道場)を団体が利用し
ているときは、その館を利用することはで
きません。
 4 武道場を団体が利用しているときは、こ
の利用券を使用することはできません。
 5 利用の許可を受けた事項を従事するとき
は、この利用券を提出してください。

備考 1 寸法は、縦4センチメートル、横12センチメートルとする。

2 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。

3 この利用券の半券をもって、現金領取証書に代えるものとする。

4 点線は、切取り線とする。

旧

第4号様式 (第3条関係)

(その1)

..(規格... 4センチメートル×12センチメートル)..

No. _____ 武道場利用券 (個人利用) 学生 ・ 一般 利用する日 年 月 日 氏 名 _____ 使用料の額 _____ 円 高 知 県 立 武 道 館	No. _____ 武道場利用券 (個人利用) 学生 ・ 一般 利用する日 年 月 日 氏 名 _____ 使用料の額 _____ 円
---	--

(裏面)

1 利用するときに、この利用券を武道館の関
係職員に渡してください。
 2 この利用券は、記名されている者が武道場
を利用するときに限り使用できます。
 3 武道場を団体が利用しているときは、利用
できません。

新

(その2)

(年 月 日) (No)	(年 月 日) (No)
武道場利用券 (個人1日利用)	武道場利用券 (副) (個人1日利用)
利用者区分	利用者区分
利用場所	利用場所
種目	種目
使用料の額	使用料の額
円	円
高知県立武道館	高知県立武道館

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。
 2 寸法は、縦5センチメートル、横5.75センチメートルとする。
 3 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。
 4 この利用券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 5 点線は、切取り線とする。

旧

(その2)
 (規格 5センチメートル×5.75センチメートル)

(年 月 日) (No)	(年 月 日) (No)
武道場利用券 (個人利用)	領 収 書
区分	区分
利用場所	利用場所
種目	種目
使用料の額	使用料の額
円	円
高知県立武道館	高知県立武道館

- 備考 1 この様式は、個人が練習のため武道場を利用する場合に使用します。
 2 Noは、会計年度ごとの通し番号とします。
 3 この半券をもって、現金領収証書に代えるものとしします。
 4 点線は、切取り線とします。

新

第5号様式 (第3条関係)

No. _____	
武道場利用券 (個人1月利用)	
学生・一般	
利用期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで
学校名又は住所	_____
利用者氏名	_____
使用料の額	_____円
高知県立武道館	

(裏面)

- この利用券は、武道場を利用するときに、武道館の関係職員に提示してください。
- この利用券は、氏名を記載されている者が武道場（一般の方の場合は、分館（弓道場）に限ります。）を利用するときに限り使用することができます。
- 本館又は分館（弓道場）を団体で利用しているときは、その館を利用することはできません。
- 武道場を団体で利用しているとき（一般の方の場合は、分館（弓道場）を団体が利用しているとき）は、この利用券を使用することはできません。
- 利用の許可を受けた事項を変更するときは、この利用券を提出してください。

- 備考
- 寸法は、縦4センチメートル、横9センチメートルとする。
 - Noは、会計年度ごとの通し番号とする。
 - この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

旧

第5号様式 (第3条関係)

(規格 4センチメートル×9センチメートル)

No. _____	
武道場利用券 (_____年 月)	
学校名	_____
氏名	_____
使用料の額	_____円
高知県立武道館	

(裏面)

- 利用するときに、この利用券を武道館の関係職員に提示してください。
- この利用券は、記名されている者が武道場を利用するときに限り使用できません。
- 武道場を団体で利用しているときは、利用できません。

- 備考
- この様式は、個人の学生が練習のため武道場を1月単位で利用する場合に使用します。
 - Noは、会計年度ごとの通し番号とします。
 - この券をもって、現金領収証書に代えるものとし、ます。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 現行の利用料金

		武道館分館(弓道場)	武道館	弓道場
学 生	1日	50円 (50円)	50円(50円)	150円 (160円)
	1月	260円 (280円)	260円(280円)	900円 (970円)
一 般	1日	190円 (200円)	190円(200円)	300円 (320円)
	1月			1,800円(1,940円)

※ … (〇〇円)は消費税(8%)込の利用料金で、10円未満は切り捨てとなっている

2 改正案

- ・ 武道館分館(弓道場)と同様の射場を有する弓道場において、1月の利用料金は、学生、一般ともに1日の利用料金の6.0倍となっている
- ・ 一方、武道館分館(弓道場)においては、学生の1月の利用料金は、1日の利用料金の5.2倍となっていることから、新たに設ける一般の1月の利用料金は、一般の1日の利用料金の5.2倍とする(下表参照)

		武道館分館(弓道場)	武道館	弓道場
学 生	1日	$\times 5.2$ ↓ 50円 (50円)	$\times 5.2$ ↓ 50円(50円)	$\times 6.0$ ↓ 150円 (160円)
	1月	↓ 260円 (280円)	↓ 260円(280円)	↓ 900円 (970円)
一 般	1日	$\times 5.2$ ↓ 190円 (200円)	190円(200円)	$\times 6.0$ ↓ 300円 (320円)
	1月	↓ 980円(1,050円)		↓ 1,800円(1,940円)

※ … 新利用料金は10円未満を切り捨てとした